

第2章 地下水の水質状況

I 概要

地下水の水質測定は、トリクロロエチレン等による地下水の汚染状況を把握するため、これまでに汚染が確認された井戸等を対象とした定期モニタリング調査、市内全域の井戸を対象とした概況調査及び新たに汚染が確認された地区の汚染範囲や汚染源等を推定する追跡調査等について実施した。また、工場・事業場（以下「工場等」という。）に対する監視・指導を行い、揮発性有機化合物等の汚染実態と汚染源の追跡及び汚染の未然防止に関する事業を実施した。

II 背景

地下水に係る環境問題としては、従来、地下水の過剰汲み揚げ等に起因する地盤沈下が主に取り上げられていたが、米国の調査（米国環境白書1980）や我が国の調査事例から、近年揮発性有機化合物による地下水汚染が懸念されるようになった。トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物は、優れた洗浄性から脱脂洗浄溶剤やドライクリーニング溶剤として広く使用されている。

本市を含む全国15都市を対象に環境庁が行った「昭和57年度環境庁地下水汚染実態調査」により、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタン（四塩化炭素を含めて以下、「トリクロロエチレン等」という。）による汚染が、予想以上に広がっていることがわかった。

これを契機に、国では昭和59年2月に「水道水の暫定水質基準」（厚生省）、同年8月には「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」（環境庁）等を定めた。その後、平成元年4月には「四塩化炭素の排出に係る暫定指導指針」（環境庁）等を定めるとともに、平成元年10月からは、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン、平成5年12月には、ジクロロメタン、チウラム等の13項目が法に定める有害物質に追加され、公共用水域への排出及び地下への浸透が規制されるようになった。また、平成8年6月には、汚染された地下水の浄化制度を規定するとともに、平成9年3月には、地下水の水質汚濁に係る環境基準が告示された。

本市では、トリクロロエチレン等による汚染実態を把握し、その適正管理を指導するため、昭和58年度から地下水質調査を継続して行っている。

III 地下水質調査結果

1 調査種類

地下水質調査の種類は次のとおりである。

(1) 定期モニタリング調査

汚染地区の継続的監視をするために、これまでの調査結果と地域的な分布を考慮して選定した井戸で実施するものである。

ア 測定計画調査

水質汚濁防止法（以下「法」という。）第16条により、神奈川県が作成した「地下水

質測定計画」に基づき実施するものである。

イ 市計画調査

法第15条に基づき、汚染が確認された地区及び測定計画調査で把握しきれない地区等における地下水の汚染動向を把握するために実施するものである。

(2) 概況調査

ア 測定計画調査

(7) メッシュ調査

法第16条に基づき神奈川県が作成した「地下水質測定計画」に従い、市内全域を1 kmメッシュに分割した地域から井戸を選定して実施するものである。なお、今回の調査は、平成2年度～4年度にかけて実施した第1回概況調査、平成10年度～平成13年度に実施した第2回概況調査に引き続き第3回目となっている。

(1) 定点調査

地下水の流動等を勘案し、長期的な観点から水質の経年的な変化を確認するために、選定した18の井戸を年間9地点、2年間で調査するものである。平成17年度は井戸廃止に伴い、1地点欠測が生じた。

イ 市計画調査

市内全域を500mメッシュに分割した地域から、これまで測定計画調査のメッシュ調査地点として測定していない500mメッシュ箇所について、井戸を選定し実施するものである。なお、本調査は今年度より開始している。

(3) 汚染井戸継続調査

汚染動向を詳細に把握する必要があると認めた井戸を対象に、経年的な汚染状況を監視するものである。

(4) 特定有害物質等製造等事業所調査

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）第79条に規定する特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理する事業者又は過去においてこれらの行為を行った事業者のうち、東京大師横浜線以西の製造業を営む一定規模（資本金1億円、従業員数300名）以上の事業者については、当該工場等敷地内の地下水の水質汚濁の状況を把握する責務を有することから、これらの工場等の地下水の汚染状況を確認するために実施するものである。

(5) 追跡調査

概況調査等で汚染を確認した地区における汚染範囲の把握及び汚染源の推定等のために実施するものである。

2 調査内容

平成17年度に実施した地下水質調査は次のとおりである。

(1) 定期モニタリング調査

ア 測定計画調査

(7) 実施日

平成17年10月20日、25日、27日、31日、11月2日、4日（採水日）

(イ) 測定地点

地域的な分布、用途地域、地下水の流れ及び地下水の汚染状況を考慮した26地点
（図Ⅲ－1、表Ⅲ－1、表Ⅲ－10）

(ウ) 測定項目

次の12項目のうち、汚染状況に応じた項目

a 揮発性有機化合物等（7項目）

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、四塩化炭素、
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

b 一般項目（5項目）

電気伝導率、pH、水温、外観、臭気

イ 市計画調査

(7) 実施日

平成17年10月14日、18日、20日、21日、25日、27日、31日（採水日）

(イ) 測定地点

これまでに地下水汚染を確認した地点及びその周辺の地点等36地点
（図Ⅲ－1、表Ⅲ－1）

(ウ) 測定項目

次の11項目のうち、汚染状況に応じた項目

a 揮発性有機化合物（6項目）

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン

b 一般項目（5項目）

電気伝導率、pH、水温、外観、臭気

(2) 概況調査

ア 測定計画調査

(7) メッシュ調査

a 実施日

平成17年11月10日、14日、15日、17日、21日、24日（採水日）

b 測定地点

多摩区を中心とした26地点

（図Ⅲ－1、表Ⅲ－2、表Ⅲ－10）

c 測定項目（42項目）

(a) 有害物質（11項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、セレン、

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

(b) 揮発性有機化合物（10項目）

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、 γ -1,2-ジクロロエチレン、
1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼン

(c) 農薬類（4項目）

1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ

(d) 特殊項目（1項目）

フェノール類

(e) 一般項目（5項目）

電気伝導率、pH、水温、外観、臭気

(f) その他の項目（11項目）

アルカリ度、ケイ酸、全鉄、マンガン、塩化物イオン、硝酸イオン、
硫酸イオン、ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム

(イ) 定点調査

a 実施日

平成17年11月8日、21日（採水日）

b 測定地点

18地点のうち8地点

（図Ⅲ－1、表Ⅲ－2、表Ⅲ－10）

c 測定項目（31項目）

(a) 有害物質（11項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、セレン、
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

(b) 揮発性有機化合物（10項目）

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、 γ -1,2-ジクロロエチレン、
1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼン

(c) 農薬類（4項目）

1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ

(d) 特殊項目（1項目）

フェノール類

(e) 一般項目（5項目）

電気伝導率、pH、水温、外観、臭気

イ 市計画調査

(7) 実施日

平成17年11月17日、22日、24日（採水日）

(イ) 測定地点

麻生区内の15地点

(図Ⅲ－１、表Ⅲ－２)

(ウ) 測定項目(15項目)

a 揮発性有機化合物(10項目)

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、
1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼン

b 一般項目(5項目)

電気伝導率、pH、水温、外観、臭気

(3) 汚染井戸継続調査

汚染井戸継続調査は、汚染地区の工場等の指導に役立てるため、必要と認められる地区を対象に実施している。

ア 川崎区田辺新田地区

(7) 実施日

平成17年8月9日(採水日)

(イ) 測定地点

事業場の観測用井戸4地点

(ウ) 調査項目(14項目)

a 揮発性有機化合物(9項目)

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、
1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、塩化ビニルモノマー

b 一般項目(5項目)

電気伝導率、pH、水温、外観、臭気

イ 中原区市ノ坪地区

(7) 実施日

平成18年2月20日(採水日)

(イ) 測定地点

事業場の観測用井戸4地点

(ウ) 調査項目(13項目)

a 揮発性有機化合物(8項目)

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン
1,2-ジクロロエタン、塩化ビニルモノマー

b 一般項目(5項目)

電気伝導率、pH、水温、外観、臭気

ウ 宮前区営生地区

(7) 実施日

平成18年2月28日（採水日）

(イ) 測定地点

事業場の観測用井戸7地点

(ウ) 調査項目（12項目）

a 揮発性有機化合物（7項目）

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、
塩化ビニルモノマー

b 一般項目（5項目）

電気伝導率、pH、水温、外観、臭気

(4) 特定有害物質等製造等事業所調査

ア 実施日

平成18年2月28日（採水日）

イ 対象事業所

3事業所

ウ 測定地点

3事業所（16地点）

エ 測定項目（26項目）

(7) 地下水環境基準項目（21項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、
ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、
1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、
1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

(イ) 一般項目（5項目）

電気伝導率、pH、水温、外観、臭気

(5) 追跡調査

平成17年度に実施した測定計画調査及び市計画調査の結果、新たに地下水汚染を確認した地区はなかったが、環境基準に近い値で鉛が検出された井戸があったことから追跡調査を行っている。

ア 対象地区

多摩区東生田地区

イ 調査内容

(7) 既存資料による地形等調査

既存資料による地形、地質及び地層から地下水の流向等を推定し、調査対象範囲及び調査対象井戸を選定

(イ) 一般水質項目

一般水質項目（８項目）のヘキサダイアグラムから、汚染地区一帯の地下水系の区分を推定するための項目

項目：塩化物イオン、炭酸イオン、硝酸イオン、硫酸イオン、ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム

(ウ) 鉛濃度

鉛の濃度範囲及び発生源等を推定するために、対象地区一帯における鉛濃度を把握

3 調査結果

(1) 揮発性有機化合物測定結果

ア 定期モニタリング調査

定期モニタリング調査における揮発性有機化合物の項目別検出状況を表Ⅲ－３に、地下水利用用途別測定結果を表Ⅲ－４に示す。

測定した56地点のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレンのいずれかが検出された地点は49地点で、そのうち、19地点で環境基準を達成していなかった。

なお、1,2-ジクロロエタン、四塩化炭素は、いずれの地点でも検出されなかった。

(7) 項目別測定結果

- a トリクロロエチレンは、37地点で検出（検出率：66.1%）され、10地点で環境基準（0.03mg/L）を達成していなかった。（超過率：17.9%）
- b テトラクロロエチレンは、25地点で検出（検出率：44.6%）され、8地点で環境基準（0.01mg/L）を達成していなかった。（超過率：14.3%）
- c 1,1,1-トリクロロエタンは、9地点で検出（検出率：16.1%）され、1地点で環境基準（1 mg/L）を達成していなかった。（超過率：1.8%）
- d 1,1-ジクロロエチレンは、4地点で検出（検出率：7.1%）され、1地点で環境基準（0.02mg/L）を達成していなかった。（超過率：1.8%）
- e シス-1,2-ジクロロエチレンは、20地点で検出（検出率：35.7%）され、7地点で環境基準（0.04mg/L）を達成していなかった。（超過率：12.5%）

(イ) 地下水利用用途別測定結果

井戸の地下水は、生活用水（飲用水以外の洗濯用水、散水、池等）、飲用水、工業用水、農業用水、その他に利用されていた。

- a 生活用水に利用されている井戸は、41地点で測定し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレンのいずれかが検出され、15地点で環境基準を達成していなか

った。

- b 飲用水に利用されている井戸は、3地点で測定し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンのいずれかが検出されたが、環境基準を達成していた。
- c 工業用水に利用されている井戸は、6地点で測定し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレンのいずれかが検出され、1地点で環境基準を達成していなかった。
- d 農業用水に利用されている井戸は、2地点で測定し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレンのいずれかが検出され、2地点で環境基準を達成していなかった。
- e その他の用水に利用されている井戸は、1地点で測定したが、測定した項目すべてが検出されなかった。
- f 不使用の井戸は、3地点で測定し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレンのいずれかが検出され、1地点で環境基準を達成していなかった。

イ 概況調査

概況調査における揮発性有機化合物の項目別測定結果を表Ⅲ－5に、地下水利用用途別測定結果を表Ⅲ－6に示す。

測定した49地点のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンのいずれかが検出された地点は4地点であったが、いずれの地点でも環境基準を達成していた。

なお、1,1,1-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、四塩化炭素、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼン、ジクロロメタン、シス-1,2-ジクロロエチレンは、いずれの地点でも検出されなかった。

(7) 項目別測定結果

- a トリクロロエチレンは、1地点で検出（検出率：2.0％）されたが、環境基準（0.03mg/L）は達成していた。
- b テトラクロロエチレンは、4地点で検出（検出率：8.2％）されたが、環境基準（0.01mg/L）は達成していた。

(イ) 利用用途別測定結果

測定した井戸の地下水は、生活用水（飲用水以外の洗濯用水、散水、池等）、飲用水、その他に利用されていた。

- a 生活用水に利用されている井戸は、32地点で測定し、3地点で、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンのいずれかが検出されたが、環境基準を達成していた。
- b 飲用水に利用されている井戸は、8地点で測定し、1地点で、テトラクロロエチレンが検出されたが、環境基準を達成していた。
- c その他の用水に利用されている井戸は、1地点で測定したが、測定した項目す

べてが検出されなかった

d 不使用の井戸は、8地点で測定したが、測定した項目すべてが検出されなかった。

揮発性有機化合物の環境基準等超過状況の経年推移を表Ⅲ－7に、また、揮発性有機化合物の物質別地区別測定結果を表Ⅲ－8に示す。

(2) 揮発性有機化合物以外の有害物質、農薬類及びフェノール類測定結果

揮発性有機化合物以外の有害物質等は、概況調査（1km メッシュ地点調査・定点調査）地点の34地点、定期モニタリング調査（測定計画調査）地点の8地点で測定した。

結果としては、有害物質に関しては、鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素のいずれかが41地点で検出され、6地点で環境基準を達成していなかった。農薬類、フェノール類については、調査した34地点のいずれの地点においても検出されなかった。

ア 鉛は、34地点で測定し、1地点で検出（検出率：2.9%）されたが、環境基準（0.01 mg/L）を達成していた。

イ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、42地点で測定し、38地点で検出（検出率：90.5%）され、6地点で環境基準（10mg/L）を達成していなかった。（超過率：14.3%）

ウ ふっ素は、34地点で測定し、4地点で検出（検出率：11.8%）されたが、環境基準（0.8mg/L）を達成していた。

エ ほう素は、34地点で測定し、22地点で検出（検出率：64.7%）されたが、環境基準（1 mg/L）を達成していた。

オ その他、カドミウムなど7項目の有害物質及びフェノール類については、34地点で測定したが、全ての地点で不検出であった。

有害物質等の測定結果経年推移を表Ⅲ－9に、有害物質等測定結果を表Ⅲ－10に示す。

(3) 汚染井戸継続調査結果

3地区、15地点で実施した。なお、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの分解により生成するといわれている、シス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマーの検出される井戸の多い地区は、汚染物質の分解が進んでいるものと推定される。

ア 川崎区田辺新田地区

観測用井戸（4地点）について、環境基準項目では、トリクロロエチレンがすべての地点で検出され、2地点で環境基準値に適合していなかった。シス-1,2-ジクロロエチレンがすべての地点で検出され、1地点で環境基準値に適合していなかった。また、テトラクロロエチレン及び1,1,2-トリクロロエタンが1地点で検出されたが、環境基準値に適合していた。なお、その他の項目は、全ての地点で不検出であった。要監視項目の塩化ビニルモノマーは、3地点で検出され、2地点で指針値に適合していなかった。

イ 中原区市ノ坪地区

観測用井戸（４地点）について、環境基準項目では、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレンが、３地点で検出され、１地点で環境基準値に適合していなかった。また、トリクロロエチレンが１地点で検出されたが、環境基準値に適合していた。なお、その他の項目は、全ての地点で不検出であった。要監視項目の塩化ビニルモノマーは、２地点で検出され、２地点すべてで指針値に適合していなかった。

ウ 宮前区営生地区

観測用井戸（７地点）について、環境基準項目では、トリクロロエチレンが６地点で検出され、４地点で環境基準値に適合していなかった。1,1-ジクロロエチレンが、４地点で検出され、１地点で環境基準値に適合していなかった。ｼｽ-1,2-ジクロロエチレンが、５地点で検出され、４地点で環境基準値に適合していなかった。また、1,2-ジクロロエタンが、４地点で検出されたが環境基準値に適合していた。テトラクロロエチレンは、２地点で検出されたが、環境基準値に適合していた。1,1,1-トリクロロエタンは、１地点で検出されたが、環境基準値に適合していた。なお、要監視項目の塩化ビニルモノマーは、５地点で検出され、４地点で指針値に適合していなかった。

(4) 特定有害物質等製造等事業所調査

ア A事業所（精密機械器具製造業）

５本の観測井戸について測定した。その結果、テトラクロロエチレンが３本の井戸で検出され、１本の井戸で環境基準を達成していなかった。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が５本すべての井戸で検出され、２本の井戸で環境基準を達成していなかった。ｼｽ-1,2-ジクロロエチレンが３本の井戸で検出されたが、環境基準を達成していた。1,1,1-トリクロロエタンが２本の井戸で検出されたが、環境基準を達成していた。トリクロロエチレンが４本の井戸で検出されたが、環境基準を達成していた。ふっ素が２本の井戸で検出されたが、環境基準を達成していた。ほう素が５本すべての井戸で検出されたが、環境基準は達成していた。その他の項目はすべて不検出であった。

イ B事業所（輸送用機械器具製造業）

５本の観測井戸で測定した。その結果、鉛が４本の井戸で検出され、２本の井戸で環境基準を達成していなかった。砒素が４本の井戸で検出され、１本の井戸で環境基準を達成していなかった。ふっ素及びほう素は、５本すべての井戸で検出されたが、環境基準を達成していた。その他の項目は全て不検出であった。

ウ C事業所（食料品製造業）

６本の観測井戸で測定した。その結果、鉛が４本の井戸で検出され、２本の井戸で環境基準を達成していなかった。砒素が２本の井戸で検出され、１本の井戸で環境基準を達成していなかった。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が４本の井戸で検出されたが、環境基準を達成していた。ふっ素が３本の井戸で検出されたが、環境基準を達成していた。ほう素が６本すべての井戸で検出されたが、環境基準を達成していた。その他の項目は全て不検出であった。

(5) 追跡調査

平成17年10月～11月に行なった概況調査（メッシュ調査）により、多摩区東生田地区

で鉛が環境基準値に近い値で確認されたことから、原因の推定及び濃度範囲を把握するために行ったものである。

ア 実施日

平成18年2月23日（採水日）

イ 対象地点

多摩区東生田地区の井戸8地点

ウ 測定項目

(7) 有害物質（1項目）

鉛

(イ) 一般水質項目（11項目）

アルカリ度、ケイ酸、全鉄、マンガン、塩化物イオン、硫酸イオン、
硝酸イオン、ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム

(ウ) 現場項目（5項目）

pH、水温、臭気、外観、電気伝導率

エ 測定結果

測定した8本の井戸のうち、すべての井戸で鉛は検出されなかった。

オ 考察と対応

追跡調査の結果、概況調査で鉛が検出された地点を含め、鉛が検出された井戸はなかった。

概況調査で鉛が検出された井戸は、他の井戸に比べ、一般水質項目の全鉄の濃度が高い数値で検出されており、マンガンも検出されている。また、この地点を含む周辺は山林であり事業場も確認されなかったこと等から、この地域での自然由来による鉛の検出の可能性が高いと推定される。

IV 地下水質調査関連資料

図Ⅲ－１	地下水質調査地点	８６
表Ⅲ－１	揮発性有機化合物測定結果（定期モニタリング調査－１）	８７
表Ⅲ－１	揮発性有機化合物測定結果（定期モニタリング調査－２）	８８
表Ⅲ－２	揮発性有機化合物測定結果（概況調査－１）	８９
表Ⅲ－２	揮発性有機化合物測定結果（概況調査－２）	９０
表Ⅲ－３	項目別揮発性有機化合物測定結果（定期モニタリング調査）	９１
表Ⅲ－４	地下水利用用途別揮発性有機化合物測定結果（定期モニタリング調査）	９１
表Ⅲ－５	項目別揮発性有機化合物測定結果（概況調査）	９２
表Ⅲ－６	地下水利用用途別揮発性有機化合物測定結果（概況調査）	９２
表Ⅲ－７	揮発性有機化合物環境基準等超過状況の経年推移	９３
表Ⅲ－８	揮発性有機化合物物質別地区別測定結果	９４
表Ⅲ－９	有害物質等の測定結果経年推移	９５
表Ⅲ－１０	有害物質等測定結果	９６

図III-1 地下水質調査地点

表Ⅲ－１ 揮発性有機化合物測定結果（定期モニタリング調査－１）

単位：mg/L

地点 番号	調査地点		浅・深	用 途	単位：mg/L												
					トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	四塩化炭素	備考					
1	川崎区	堤根	浅	生活用水	*	0.84	*	1.0	*	1.9	*	0.095	*	3.9		—	
2	川崎区	浜町	浅	生活用水	*	0.61		—		—	*	—	*	0.66			
3	川崎区	浮島町	浅	その他		—		—		—		—		—			
4	幸区	古市場	深	生活用水		0.024		0.0011		—		—		0.020			
5	幸区	小向仲野町	浅	生活用水	*	0.042		—		—		—		0.022			
6	幸区	小向町	浅	生活用水		0.005		—		—		—		—			
7	幸区	小向町	浅	生活用水		0.022		—		—		—		—			
8	幸区	小向町	浅	生活用水		0.014		—		—		—		—			
9	幸区	小倉	浅	生活用水		—		—		—		—		—			
10	幸区	中幸町	浅	生活用水		—		—		—		—		0.021			
11	幸区	東古市場	浅	生活用水	*	0.033		—		—	*	—	*	0.085			
12	中原区	下沼部	浅	生活用水		0.004		—		0.0009		—		—			
13	中原区	下沼部	浅	生活用水		0.019		—		—		—		0.009			
14	中原区	下沼部	浅	生活用水		0.016		—		—		—		0.012			
15	中原区	上丸子山王町	浅	不使用	*	0.18		—		0.0019		0.003	*	0.62			
16	中原区	上小田中	浅	不使用		—		—		—		—		0.005			
17	中原区	中丸子	浅	農業用水		0.005	*	0.015		—		—		0.010			
18	高津区	下作延	浅	生活用水		—		—		—		—		—			
19	高津区	下作延	湧水	不使用		—		0.0028		—		—		—			
20	高津区	蟹ヶ谷	浅	生活用水	*	0.061		—		—		—		—			
21	高津区	久地	浅	工業用水		0.012		0.0008		—		—		—			
22	高津区	久地	浅	工業用水		0.021		—		—		—		—			
23	高津区	久地	深	生活用水		0.007		0.0013		—		—		—			
24	高津区	久地	浅	生活用水		0.010		—		—		—		—			
25	高津区	久地	深	工業用水		0.004		0.0010		—		—		—			
26	高津区	久地	浅	生活用水		0.006		—		—		—		—			
27	高津区	坂戸	深	農業用水		0.002		0.0033		—		—	*	0.52			
28	高津区	諏訪	浅	生活用水		0.014		—		—		—		0.004			

環境基準値	0.03以下	0.01以下	1 以下	0.02以下	0.04以下	0.004以下	0.002以下
定量下限値	0.002	0.0005	0.0005	0.002	0.004	0.0004	0.0002

(注) *印は、環境基準を達成していないことを、一印は定量下限値を下回っていたことを示す。

表Ⅲ－１ 揮発性有機化合物測定結果（定期モニタリング調査－２）

単位：mg/L

地点 番号	調査地点		浅・深	用 途	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	四塩化炭素	備考
29	高津区	諏訪	浅	生活用水	0.021	0.0012	0.0007	—	0.007			
30	高津区	北見方	浅	生活用水	* 0.26	0.0031	0.048	0.011	* 0.098			
31	高津区	北見方	浅	生活用水	* 0.044	—	—	—	0.011			
32	高津区	末長	深	工業用水	—	—	—	—	* 0.058			
33	宮前区	犬蔵	深	生活用水	0.004	—	—	—	—			
34	宮前区	菅生	浅	生活用水	* 0.057	0.0006	—	—	0.012			
35	宮前区	菅生	浅	生活用水	—	—	—	—	—			
36	宮前区	土橋	深	生活用水	0.002	* 0.061	—	—	0.011			
37	宮前区	土橋	浅	生活用水	—	* 0.031	—	—	—			
38	宮前区	土橋	深	生活用水	0.003	* 0.071	—	—	0.019			
39	宮前区	東有馬	深	生活用水	—	* 0.016	0.0012	—	—			
40	宮前区	東有馬	浅	生活用水	—	0.0007	—	—	—			
41	宮前区	馬絹	浅	生活用水	0.007	* 0.013	0.0007	—	—			
42	宮前区	馬絹	浅	生活用水	—	0.0042	—	—	—			
43	宮前区	平	浅	生活用水	—	—	—	—	—			
44	宮前区	野川	浅	生活用水	—	—	—	—	—			
45	多摩区	堰	浅	生活用水	—	* 0.028	—	—	—			
46	多摩区	堰	浅	飲用水	—	0.0027	0.0011	—	—			
47	多摩区	堰	浅	生活用水	0.002	0.0030	—	—	—			
48	多摩区	栗谷	浅	生活用水	* 0.13	—	0.0027	0.004	—			
49	多摩区	栗谷	浅	生活用水	0.020	—	—	—	—			
50	多摩区	栗谷	浅	飲用水	0.010	—	—	—	—			
51	多摩区	宿河原	浅	生活用水	—	0.0016	—	—	—			
52	多摩区	登戸	深	工業用水	—	0.0016	—	—	—			
53	多摩区	登戸	深	工業用水	0.002	0.0024	—	—	—			
54	多摩区	登戸	浅	生活用水	0.002	0.0028	—	—	—			
55	多摩区	登戸	深	飲用水	0.003	—	—	—	—			
56	麻生区	高石	浅	生活用水	—	—	—	—	—			

環境基準値	0.03以下	0.01以下	1 以下	0.02以下	0.04以下	0.004以下	0.002以下
定量下限値	0.002	0.0005	0.0005	0.002	0.004	0.0004	0.0002

(注) *印は、環境基準を達成していないことを、一印は定量下限値を下回っていたことを示す。

表Ⅲ－２ 揮発性有機化合物測定結果検出状況（概況調査－１）

単位 mg/L

番号	調査地点		浅・深	用途	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	備考
1	川崎区	宮本町	浅	生活用水	—	—	
2	川崎区	鋼管通	浅	不使用	—	—	
3	川崎区	中瀬	浅	不使用	—	—	
4	幸区	小向町	浅	不使用	—	—	
5	幸区	塚越	浅	不使用	—	—	
6	幸区	東古市場	浅	生活用水	—	—	
7	幸区	北加瀬	浅	不使用	—	—	
8	中原区	宮内	浅	生活用水	—	—	
9	高津区	宇奈根	浅	生活用水	0.002	0.0068	
10	高津区	下野毛	浅	生活用水	—	—	
11	高津区	久本	浅	不使用	—	—	
12	高津区	上作延	浅	生活用水	—	—	
13	高津区	野川	深	生活用水	—	—	
14	宮前区	菅生	浅	生活用水	—	—	
15	宮前区	土橋	深	生活用水	—	—	
16	宮前区	東有馬	湧水	生活用水	—	—	
17	多摩区	宿河原	浅	生活用水	—	0.0008	
18	多摩区	菅	浅	生活用水	—	—	
19	多摩区	菅稲田堤	浅	飲用水	—	—	
20	多摩区	菅稲田堤	浅	生活用水	—	—	
21	多摩区	菅稲田堤	浅	その他	—	—	
22	多摩区	菅仙谷	浅	生活用水	—	—	
23	多摩区	生田	浅	生活用水	—	—	
24	多摩区	中野島	浅	飲用水	—	—	
25	多摩区	登戸	浅	生活用水	—	0.0011	

環境基準値	0.03以下	0.01以下
定量下限値	0.002	0.0005

(注１) 一印は定量下限値を下回っていたことを示す。

(注２) 有害物質については検出されたもののみ記載している。

表Ⅲ－２ 揮発性有機化合物測定結果検出状況（概況調査－２）

単位 mg/L

番号	調査地点		浅・深	用途	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	備考
26	多摩区	登戸	深	生活用水	—	—	
27	多摩区	東三田	深	生活用水	—	—	
28	多摩区	東生田	浅	生活用水	—	—	
29	多摩区	枳形	浅	生活用水	—	—	
30	麻生区	王禅寺西	浅	生活用水	—	—	
31	麻生区	岡上	浅	生活用水	—	—	
32	麻生区	岡上	浅	生活用水	—	—	
33	麻生区	岡上	浅	不使用	—	—	
34	麻生区	下麻生	浅	生活用水	—	—	
35	麻生区	金程	浅	飲用水	—	—	
36	麻生区	栗木台	深	生活用水	—	—	
37	麻生区	古沢	浅	飲用水	—	—	
38	麻生区	高石	深	飲用水	—	—	
39	麻生区	黒川	浅	生活用水	—	—	
40	麻生区	黒川	深	生活用水	—	—	
41	麻生区	上麻生	浅	生活用水	—	—	
42	麻生区	上麻生	浅	生活用水	—	—	
43	麻生区	上麻生	浅	飲用水	—	—	
44	麻生区	上麻生	浅	不使用	—	—	
45	麻生区	早野	浅	生活用水	—	—	
46	麻生区	早野	浅	飲用水	—	0.0007	
47	麻生区	片平	浅	飲用水	—	—	
48	麻生区	片平	浅	生活用水	—	—	
49	麻生区	片平	浅	生活用水	—	—	

環境基準値	0.03以下	0.01以下
定量下限値	0.002	0.0005

- (注１) 一印は定量下限値を下回っていたことを示す。
(注２) 有害物質については検出されたもののみ記載している。

表Ⅲ－３ 項目別揮発性有機化合物測定結果（定期モニタリング調査）

調 査 項 目	調 査 地点数	検出地点		環境基準超過地点	
		地点数	検出率(%)	地点数	超過率(%)
トリクロロエチレン	56	37	66.1	10	17.9
テトラクロロエチレン	56	25	44.6	8	14.3
1,1,1-トリクロロエタン	56	9	16.1	1	1.8
1,1-ジクロロエチレン	56	4	7.1	1	1.8
シス-1,2-ジクロロエチレン	56	20	35.7	7	12.5
1,2-ジクロロエタン	1	0	0	0	0
四塩化炭素	1	0	0	0	0
調査実数	56	49	87.5	19	33.9

表Ⅲ－４ 地下水利用用途別揮発性有機化合物測定結果（定期モニタリング調査）

利用用途	調査井戸数	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		5物質のいずれか	
		検出井戸数	基準未達成井戸数	検出井戸数	基準未達成井戸数	検出井戸数	基準未達成井戸数	検出井戸数	基準未達成井戸数	検出井戸数	基準未達成井戸数	検出井戸数	基準未達成井戸数
生活用水	41	28	9	17	7	7	1	3	1	15	4	35	15
飲用水	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0
工業用水	6	4	0	4	0	0	0	0	0	1	1	6	1
農業用水	2	2	0	2	1	0	0	0	0	2	1	2	2
その他用水	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不使用	3	1	1	1	0	1	0	1	0	2	1	3	1
合 計	56	37	10	25	8	9	1	4	1	20	7	49	19

表Ⅲ－５ 項目別揮発性有機化合物測定結果（概況調査）

調 査 項 目	調 査 地点数	検出地点		環境基準超過地点	
		地点数	検出率(%)	地点数	超過率(%)
トリクロロエチレン	49	1	2.0	0	0
テトラクロロエチレン	49	4	8.2	0	0
1,1,1-トリクロロエタン	49	0	0	0	0
1,1-ジクロロエチレン	49	0	0	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	49	0	0	0	0
1,2-ジクロロエタン	49	0	0	0	0
四塩化炭素	49	0	0	0	0
ジクロロメタン	49	0	0	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	49	0	0	0	0
ベンゼン	49	0	0	0	0
調査実数	49	4	8.2	0	0

表Ⅲ－６ 地下水利用用途別揮発性有機化合物測定結果（概況調査）

利用用途	調 査 井戸数	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		2物質のい ずれか	
		検出井戸数	基準未達成井戸数	検出井戸数	基準未達成井戸数	検出井戸数	基準未達成井戸数
生活用水	32	1	0	3	0	3	0
飲用水	8	0	0	1	0	1	0
その他	1	0	0	0	0	0	0
不使用	8	0	0	0	0	0	0
合 計	49	1	0	4	0	4	0

表Ⅲ－７ 揮発性有機化合物環境基準等超過状況の経年推移

	年 度	昭和59年度		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
物質名	基 準	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	調 査 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数
トリクロロフェン	0.03 mg/L 以下	58	10	27	7	26	5	27	5	23	6	61	16	42	4	145	13	153	16	142	16	60	20
テトラクロロフェン	0.01 mg/L 以下	58	5	27	5	26	3	27	6	23	5	61	10	42	2	145	12	153	11	142	11	60	11
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下 * (0.3 mg/L 以下)	58	2	27	0	26	0	27	0	23	0	61	0	42	3	145	1	153	2	142	1	60	0
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下 * (0.003 mg/L 以下)	—		—		—		—		—		61	0	42	0	145	0	153	0	142	0	60	0
1,1-ジクロロフェン	0.02 mg/L 以下	—		—		—		—		—		61	2	—		—		—		—		60	0
シス-1,2-ジクロロフェン	0.04 mg/L 以下	—		—		—		—		—		61	3	—		—		—		—		60	3
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	—		—		—		—		—		25	0	—		—		—		—		25	0
井戸の合計 (実数)		58	14	27	11	26	8	27	11	23	11	61	25	42	9	145	23	153	26	142	25	60	29
(超過率：%)			24%		41%		31%		41%		48%		41%		21%		16%		17%		18%		48%

	年 度	平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
物質名	基 準	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数	調 査 戸数	超 過 戸数
トリクロロフェン	0.03 mg/L 以下	60	10	110	11	107	12	88	16	87	14	94	10	87	14	84	11	97	11	91	12	105	10
テトラクロロフェン	0.01 mg/L 以下	60	11	110	11	107	8	88	10	87	9	94	9	87	8	84	9	97	9	91	8	105	8
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下 * (0.3 mg/L 以下)	60	0	110	0	107	0	88	1	87	1	94	1	87	0	84	1	97	1	91	1	105	1
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下 * (0.003 mg/L 以下)	25	0	73	0	64	0	47	0	43	0	40	0	42	1	29	0	44	0	40	0	50	0
1,1-ジクロロフェン	0.02 mg/L 以下	60	2	110	2	107	1	88	3	87	3	94	2	87	3	84	3	97	1	91	1	105	1
シス-1,2-ジクロロフェン	0.04 mg/L 以下	60	3	110	4	107	7	88	11	87	7	94	9	87	9	84	7	97	6	91	8	105	7
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	25	0	73	0	66	1	44	1	44	1	40	0	42	0	29	0	44	0	40	0	50	0
井戸の合計 (実数)		60	25	110	26	107	24	88	29	87	25	94	21	87	24	84	21	97	21	91	21	105	19
(超過率：%)			41%		24%		22%		33%		29%		22%		28%		25%		22%		23%		18%

注1) 基準については、平成4年度までは水道水の暫定水質基準（昭和59年2月、厚生省）及びWHOの飲料水暫定ガイドラインを評価基準とし、平成5年度からは環境庁水質保全局長通知を評価基準とし、平成8年度からは環境庁告示の地下水の環境基準による。

注2) * () の数値は、平成4年度以前の暫定水質基準及びWHOのガイドラインによる基準。

注3) 基準超過の評価は、平成7年度までは環境庁告示による評価基準（年最大値により評価）、平成8年度からは環境基準（年平均値により評価）により行った。

表Ⅲ－８ 揮発性有機化合物物質別地区別測定結果

	所在地		調査井戸数	トリクロロエチレン				テトラクロロエチレン				1,1,1-トリクロロエタン				1,1-ジクロロエチレン				シス-1,2-ジクロロエチレン			
				(0.03mg/L以下)				(0.01mg/L以下)				(1mg/L以下)				(0.02mg/L以下)				(0.04mg/L以下)			
	区名	町名		井戸数		最高検出濃度 (mg/L)	井戸数		最高検出濃度 (mg/L)	井戸数		最高検出濃度 (mg/L)	井戸数		最高検出濃度 (mg/L)	井戸数		最高検出濃度 (mg/L)					
				調査	達成		調査	達成		調査	達成		調査	達成		調査	達成						
概況調査	川崎区	宮本町	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		鋼管通	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		中瀬	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
	幸区	小向町	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		塚越	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		東古市場	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		北加瀬	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
	中原区	宮内	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
	高津区	宇奈根	1	1	1	1	0.002	1	1	1	0.0068	1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		下野毛	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		久本	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		上作延	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		野川	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
	宮前区	菅生	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		土橋	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		東有馬	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
	多摩区	宿河原	1	1	1	0		1	1	1	0.0008	1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		菅	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		菅稲田堤	3	3	3	0		3	3	0		3	3	0		3	3	0		3	3	0	
		菅仙谷	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		生田	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		中野島	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		登戸	2	2	2	0		2	2	1	0.0011	2	2	0		2	2	0		2	2	0	
		東三田	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		東生田	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		枳形	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
	麻生区	王禅寺西	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		岡上	3	3	3	0		3	3	0		3	3	0		3	3	0		3	3	0	
下麻生		1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		
金程		1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		
栗木台		1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		
古沢		1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		
高石		1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		
黒川		2	2	2	0		2	2	0		2	2	0		2	2	0		2	2	0		
上麻生		4	4	4	0		4	4	0		4	4	0		4	4	0		4	4	0		
早野		2	2	2	0		2	2	1	0.0007	2	2	0		2	2	0		2	2	0		
片平	3	3	3	0		3	3	0		3	3	0		3	3	0		3	3	0			
地区合計(実数)			37	37	37	1		37	37	4		37	37	0		37	37	0		37	37	0	
井戸合計(実数)			49	49	49	1		49	49	4		49	49	0		49	49	0		49	49	0	
定期モニタリング調査	川崎区	堤根	1	1	0	1	0.84	1	0	1	1.0	1	0	1	1.9	1	0	1	0.095	1	0	1	3.9
		浜町	1	1	0	1	0.61	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	0	1	0.66
		浮島町	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
	幸区	古市場	1	1	1	1	0.024	1	1	1	0.0011	1	1	0		1	1	0		1	1	1	0.020
		小向仲野町	1	1	0	1	0.042	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	1	0.022
		小向町	3	3	3	3	0.022	3	3	0		3	3	0		3	3	0		3	3	0	
		小倉	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		中幸町	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	1	0.021
		東古市場	1	1	0	1	0.033	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	0	1	0.085
	中原区	下沼部	3	3	3	3	0.019	3	3	0		3	3	1	0.0009	3	3	0		3	3	2	0.012
		上丸子山王町	1	1	0	1	0.18	1	1	0		1	1	1	0.0019	1	1	1	0.003	1	0	1	0.62
		上小田中	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	1	0.005
		中丸子	1	1	1	1	0.005	1	0	1	0.015	1	1	0		1	1	0		1	1	1	0.010
	高津区	下作延	2	2	2	0		2	2	1	0.0028	2	2	0		2	2	0		2	2	0	
		蟹ヶ谷	1	1	0	1	0.061	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		久地	6	6	6	6	0.021	6	6	3	0.0013	6	6	0		6	6	0		6	6	0	
		坂戸	1	1	1	1	0.002	1	1	1	0.0033	1	1	0		1	1	0		1	0	1	0.52
		諏訪	2	2	2	2	0.021	2	2	1	0.0012	2	2	1	0.0007	2	2	0		2	2	2	0.007
		北見方	2	2	0	2	0.26	2	2	1	0.0031	2	2	1	0.048	2	2	1	0.011	2	1	2	0.098
	宮前区	末長	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	0	1	0.058
		犬蔵	1	1	1	1	0.004	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		菅生	2	2	1	1	0.057	2	2	1	0.0006	2	2	0		2	2	0		2	2	1	0.012
		土橋	3	3	3	2	0.003	3	0	3	0.071	3	3	0		3	3	0		3	3	2	0.019
		東有馬	2	2	2	0		2	1	2	0.016	2	2	1	0.0012	2	2	0		2	2	0	
		馬絹	2	2	2	1	0.007	2	1	2	0.013	2	2	1	0.0007	2	2	0		2	2	0	
	多摩区	平	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		野川	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0	
		堀	3	3	3	1	0.002	3	2	3	0.028	3	3	1	0.0011	3	3	0		3	3	0	
栗谷		3	3	2	3	0.13	3	3	0		3	3	1	0.0027	3	3	1	0.004	3	3	0		
宿河原		1	1	1	0		1	1	1	0.0016	1	1	0		1	1	0		1	1	0		
登戸		4	4	4	3	0.003	4	4	3	0.0028	4	4	0		4	4	0		4	4	0		
麻生区	高石	1	1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		1	1	0		
地区合計(実数)			32	32	25	21		32	29	15		32	31	9		32	31	4		32	26	16	
井戸合計(実数)			56	56	46	37		56	48	25		56	55	9		56	55	4		56	49	20	
総計 井戸合計(実数)			105	105	95	38		105	97	29		105	104	9		105	104	4		105	98	20	

表Ⅲ－９ 有害物質等測定結果の経年推移

	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数
カドミウム	42	0	0	28	0	0	43	0	0	39	0	0	39	0	0	34	0	0
全シアン	42	0	0	28	0	0	43	0	0	39	0	0	39	0	0	34	0	0
有機燐（EPN）	42	0	0	28	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛	42	1	0	28	0	0	43	0	0	39	1	1	39	1	0	34	1	0
六価クロム	42	0	0	28	0	0	43	0	0	39	0	0	39	0	0	34	0	0
砒素	42	1	1	28	0	0	43	0	0	39	0	0	39	0	0	34	0	0
総水銀	42	0	0	28	0	0	43	0	0	39	0	0	39	0	0	34	0	0
PCB	42	0	0	28	0	0	43	0	0	39	0	0	39	0	0	34	0	0
セレン	42	0	0	28	0	0	43	0	0	39	0	0	39	0	0	34	0	0
フェノール類	42	0	0	28	0	0	43	0	0	39	0	0	39	0	0	34	0	0
ふっ素	42	18	1	28	8	0	43	1	0	39	3	0	39	4	0	34	4	0
モリブデン	42	2	0	28	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ほう素	42	30	2	28	17	0	43	12	0	39	18	1	39	31	0	34	22	0
ニッケル	42	1	0	28	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	44	31	3	31	26	4	47	45	6	46	41	8	48	44	8	42	38	6
合計（実数）	44	44	6	31	30	4	47	46	6	46	46	10	48	48	8	42	41	6

注）超過の評価は、環境庁告示の地下水の環境基準、要監視項目の指針値により行った。なお、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、平成11年2月に要監視項目から環境基準項目に変更されたが、すべて環境基準値で評価した。

表Ⅲ－10 有害物質等測定結果

番号	調査地点		浅・深	用途	鉛	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	備考
1	川崎区	宮本町	浅	生活用水	—	0.4	0.1	0.06	
2	川崎区	鋼管通	浅	不使用	—	6.8	0.1	0.09	
3	川崎区	中瀬	浅	不使用	—	1.2	0.1	0.08	
4	幸区	小向町	浅	不使用	—	5.1	—	0.04	
5	幸区	塚越	浅	不使用	—	5.1	—	0.04	
6	幸区	東古市場	浅	生活用水	—	6.7	—	0.03	
7	幸区	北加瀬	浅	不使用	—	0.3	—	0.06	
8	中原区	宮内	浅	生活用水	—	1.7	—	0.02	
9	高津区	宇奈根	浅	生活用水	—	6.7	—	0.02	
10	高津区	下野毛	浅	生活用水	—	1.2	0.1	0.18	
11	高津区	久本	浅	不使用	—	1.5	—	0.02	
12	高津区	上作延	浅	生活用水	—	7.2	—	—	
13	高津区	二子	浅	農業用水		5.8			T
14	高津区	野川	深	生活用水	—	—	—	0.02	
15	宮前区	犬蔵	浅	生活用水		* 13			T
16	宮前区	菅生	浅	生活用水	—	4.5	—	—	
17	宮前区	土橋	深	生活用水	—	—	—	0.04	
18	宮前区	東有馬	湧水	生活用水	—	* 13	—	—	
19	宮前区	馬絹	浅	生活用水		* 13			T
20	宮前区	馬絹	浅	生活用水		7.7			T
21	宮前区	野川	浅	生活用水		* 20			T
22	多摩区	宿河原	浅	生活用水	—	5.4	—	0.03	
23	多摩区	菅	浅	生活用水	—	4.2	—	0.03	
24	多摩区	菅稲田堤	浅	飲用水	—	4.0	—	0.02	
25	多摩区	菅稲田堤	浅	生活用水	—	5.8	—	0.02	
26	多摩区	菅稲田堤	浅	その他	—	5.8	—	0.02	
27	多摩区	菅仙谷	浅	生活用水	—	3.8	—	—	
28	多摩区	生田	浅	生活用水	—	2.9	—	—	
29	多摩区	中野島	浅	飲用水	—	4.0	—	0.03	
30	多摩区	登戸	浅	生活用水	—	5.0	—	0.02	
31	多摩区	登戸	深	生活用水	—	5.4	—	0.02	
32	多摩区	東三田	深	生活用水	—	—	—	0.02	
33	多摩区	東生田	浅	生活用水	0.008	2.1	—	—	
34	多摩区	枅形	浅	生活用水	—	1.0	—	—	
35	麻生区	金程	浅	飲用水	—	1.5	—	—	
36	麻生区	栗木台	深	生活用水	—	—	—	—	
37	麻生区	高石	深	飲用水	—	1.4	—	—	
38	麻生区	高石	浅	生活用水		9.2			T
39	麻生区	黒川	浅	生活用水	—	2.3	—	—	
40	麻生区	黒川	浅	生活用水		* 21			T
41	麻生区	白鳥	浅	生活用水		* 19			T
42	麻生区	片平	浅	飲用水	—	3.7	—	—	

環境基準値	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下
定量下限値	0.001	0.1	0.1	0.02

- (注1) 備考欄のアルファベットTは、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る定期モニタリング地点を示す。
(注2) *印は、環境基準を達成していないことを、—印は定量下限値を下回っていたことを示す。
(注3) 有害物質については検出されたもののみ記載している。